

社会資本整備審議会関係組織法令及び運営規則（抜粋）

国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）（抄）

第 6 条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会

社会資本整備審議会

交通政策審議会

運輸審議会

2 （略）

社会資本整備審議会令（平成 12 年政令第 299 号）（抄）

（部会）

第 7 条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。

4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

社会資本整備審議会運営規則（平成 13 年 2 月 27 日社会資本整備審議会決定）

（趣旨）

第 1 条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第 2 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

(書面による議事)

第 3 条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議長)

第 4 条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第 6 条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第 7 条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

- 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。
- 3 分科会の議事においては、第 2 条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

- 2 会長(分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。)は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会(分科会に置かれる部会にあつては分科会。)の議決とすることができる。
- 4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年2月27日から施行する。

陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）（抄）

- 第二条 国土交通大臣公益ノ増進ヲ図リ陸上交通事業ノ健全ナル発達ニ資スル為陸上交通事業ノ調整ヲ為サントスルトキハ審議会等（国家行政組織法第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ）ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下審議会等ト称ス）ノ意見ヲ徴シ調整ノ区域、調整スベキ事業ノ種類及範圍、之ト密接ナル関係ヲ有スル兼業ノ処置並ニ左ノ各号ニ依ル調整ノ方法ヲ決定スベシ
- 一 会社ノ合併、分割又ハ設立
 - 二 事業ノ譲受又ハ譲渡
 - 三 事業ノ共同経営
 - 四 事業ノ管理ノ委託又ハ受託
 - 五 連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ新設、変更又ハ共用
 - 六 運賃又ハ料金ノ制定、変更又ハ協定
 - 七 連絡運輸、直通運輸其ノ他運輸上ノ協定
 - 八 用品其ノ他ノ共同購入、共同修繕其ノ他調整上必要ト認ムル方法
- 2 国土交通大臣ハ前項ノ決定ニ依リ陸上交通事業經營者ニ対シ前項第一号ノ事項ノ実施ヲ勧告シ又ハ同項第二号乃至第八号ノ事項ノ実施ヲ命ズベシ

陸上交通事業調整法施行令（昭和十三年勅令第五百十七号）

陸上交通事業調整法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める審議会等は、交通政策審議会とする。ただし、法第二条第一項の規定に基づき、国土交通大臣が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域内において調整の区域を決定しようとするときは、当該調整の区域について交通政策審議会及び社会資本整備審議会とする。